

龍ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード（訪問型サービスA3）

サービスコード		サービス名称	算定概要・要件	給付率	合成単位数	算定単位
種類	項目					
A 3	1001	訪問型サービスA__1割	生活支援員等による自立支援のための「見守りの援助」及び「生活改善のための家事支援等の援助」を行う。1回1時間程度。	90%	267	1回につき
	1002	訪問型サービスA__2割		80%	267	
	1009	訪問型サービスA__3割		70%	267	
A 3	1003	訪問型サービスA・同一I__1割	事業所と同一敷地内建物等の利用者（事業所と同一敷地内建物等の1か月あたり利用者が50人以上居住する建物に居住する利用者にサービスを行う場合を除く）又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上の利用者にサービスを行う場合 ×90%	90%	240	
	1004	訪問型サービスA・同一I__2割		80%	240	
	1010	訪問型サービスA・同一I__3割		70%	240	
A 3	1005	訪問型サービスA・同一II__1割	正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合（事業所と同一敷地内建物等の1か月あたり利用者が50人以上居住する建物に居住する利用者にサービスを行う場合を除く） ×88%	90%	234	
	1006	訪問型サービスA・同一II__2割		80%	234	
	1011	訪問型サービスA・同一II__3割		70%	234	
A 3	1007	訪問型サービスA・同一III__1割	事業所と同一敷地内建物等の1か月あたり利用者が50人以上居住する建物に居住する利用者にサービスを行う場合 ×85%	90%	227	
	1008	訪問型サービスA・同一III__2割		80%	227	
	1012	訪問型サービスA・同一III__3割		70%	227	
A 3	2001	訪問型サービスA・高齢者虐待防止未実施減算__1割	高齢者虐待防止未実施減算	90%	-3	
	2002	訪問型サービスA・高齢者虐待防止未実施減算__2割		80%	-3	
	2003	訪問型サービスA・高齢者虐待防止未実施減算__3割		70%	-3	
A 3	1050	訪問型サービスA・初回加算__1割	新規に訪問型サービスに係る計画を作成した利用者に対して、初回の訪問型サービスAを行った日からその日の属する月の末日の間に、(1)又は(2)のいずれかに該当するときに適用。 (1) サービス提供責任者が訪問型サービスを行った場合 (2) 訪問型サービスを行う訪問介護員等にサービス提供責任者が同行した場合	90%	200	1月につき
	1051	訪問型サービスA・初回加算__2割		80%	200	
	1052	訪問型サービスA・初回加算__3割		70%	200	

2026年6月より適用

※ ■ は塗られた部分のみの変更